

平成27年度 東北地方整備局コンプライアンス推進計画

1. 不正が発生しにくい入札契約手続きへの見直し

(1) 入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し …… 繼続

入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点の漏洩の防止を図るとともに、予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格の漏洩の防止を図る。

この取り組みを、下記土木工事で引き続き実施する。

- ・一般土木工事（予定価格6千万円以上3億円未満）で施工能力評価型を適用する全ての工事。
- ・港湾土木工事（予定価格5千万円以上2億円未満のうち事務所発注工事）で施工能力評価型（施工計画を加点方式により審査・評価を行う工事を除く）を適用する全ての工事。

(2) 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

…… 繼続

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定し、これら情報の漏洩の防止を引き続き実施する。

(3) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底

…… 繼続

各種資料における業者名のマスキングを徹底することにより、入札参加業者名を知る者の数を限定し、情報の漏洩の防止を引き続き実施する。

技術提案書における業者名のマスキングを徹底することにより、特定の業者に対する不公正な評価の防止を引き続き実施する。

なお、上記（1）で実施する土木工事については、業務負担の軽減を図る観点から、原則としてマスキングを不要とする。

(4) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

…… 繼続

違約金引き上げ（10%を15%へ）の対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこと、また、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大することを引き続き実施する。

2. 職員へのコンプライアンス意識の徹底

(1) 所内会議等による関係法令及び発注者綱紀保持規程等の周知徹底

…… 繼続

「綱紀肃正対策委員会」等の所属所内会議において、官製談合防止法等の関係法令及び発注者綱紀保持規程等について、引き続き職員（期間業務職員を含む。以下同じ。）周知を図る。

なお、併せて、違反行為に対する懲戒処分、損害賠償請求及び刑罰等についても引き続き周知を図る。

- (2) コンプライアンス・ミーティングの実施 継続
日常の業務におけるコンプライアンスについて、職員相互間で意見交換を行うことにより理解を促進するため、コンプライアンス・ミーティングを引き続き実施する。
- (3) e-ラーニングの受講 継続
コンプライアンスe-ラーニングについて、現在構築されているコンテンツ（§1服務、§2倫理、§3官製談合防止法、幹部職員用自習研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」及び一般職員用自習研修教材「公務員倫理について学ぶ」）の受講指導を引き続き実施する。
- (4) セルフチェックシートの活用 継続
発注者綱紀保持規程等に関する基本的な事項に係る「セルフチェックシート」について、所属所内会議で引き続き活用するとともに、研修等においても活用を図る。また、正答率等を集計し、その結果をフィードバックするとともに、正答率が低い質問に対しては、上記（2）のコンプライアンス・ミーティングにおいて、解説等を行い、職員へのフォローアップと意識付けを行う。
- (5) 幹部職員会議における周知徹底 継続
事務所の幹部職員（事務所長、副所長等）を対象とした会議において、外部講師によるコンプライアンスに係る講話を引き続き実施し、意識の涵養を図る。また、新任の副所長を対象とした新任副所長連絡会議（コンプライアンス講習）についても引き続き実施する。
- (6) コンプライアンス・インストラクターの養成 継続
発注者綱紀保持責任者及び発注者綱紀保持担当者の活動を補佐し、又はその指示によりコンプライアンス講習会の講師やコンプライアンス・ミーティングにおける進行役等を担うコンプライアンス・インストラクターを、今後も継続して養成する。
- (7) 研修における周知徹底 継続
主な研修について、「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設け、関係法令に関する知識の付与、不祥事発生時のリスク、情報管理の徹底等について講義を引き続き実施する。
また、「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設けたすべての研修において、研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式等を取り入れる。
- (8) 事務所におけるコンプライアンス講習会の開催 継続
各事務所に在籍するコンプライアンス・インストラクターによる、事務所でのコンプライアンス講習会を開催し、職員へのコンプライアンスの意識徹底を図る。
- (9) コンプライアンス通信の発行 新規
具体的な不祥事例などを紹介するコンプライアンス通信を発行し、継続的に情報提供を行うことにより、コンプライアンスに対する取組を推進し、職員へのコンプライアンスの意識向上を図る。

3. 事業者等との適切な対応

(1) 事業者等への発注者綱紀保持規程等の周知

..... 繼続

東北地方整備局発注者綱紀保持規程等関係法令や再発防止対策等について、次のような取組により事業者及び来庁者等へ引き続き周知し、理解を求めるものとする。

- ① 有資格業者を対象とした発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼をホームページに掲載。
- ② 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼を同封。
- ③ 「東北地方整備局コンプライアンス推進計画」をホームページに掲示。
- ④ 庁舎及び執務室入口等に入室に当たっての協力依頼を掲示。
- ⑤ 過去の違法事例や課せられたペナルティについて、事業者向けのコンテンツを作成し、ホームページに掲載。

(2) 事業者等との応接方法の徹底

..... 繼続

事業者等との応接に当たっては、次のとおり行うことを引き続き徹底する。

- ① 公正かつ適正に行い、一部の事業者等を有利となるよう又は不利となるようにしてはならない。
- ② 国民の疑惑や不信を招かないよう行い、必要最小限の対応にとどめる。

この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応する。

また、事業者等との応接を執務室外のオープンな場所等で行うことができるよう、執務環境を整備する。

4. 技術審査資料等の管理の徹底

(1) 回収及び処分等のルールの徹底

..... 繼続

技術審査会、入札・契約手続運営委員会及び建設コンサルタント選定委員会等で使用する技術審査資料については、回収及び処分等のルールを引き続き徹底する。

また、ミスプリントや検討段階の資料等作成途中で不要となった資料についても、シュレッダーによる裁断等確実な処分を引き続き徹底する。

(2) 厳重な保管

..... 繼続

資料作成の基礎となるデータの保管については、データの種類（紙、電子データ）を問わず、技術審査担当以外が閲覧したり、加工したりできないような場所に引き続き厳重に保管する。

(3) 情報管理の徹底

..... 繼続

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報が含まれる文書の保管及びデータの管理について、施錠箇所での管理、アクセス制限、パスワードの管理等を定めた、発注事務に関する情報管理のルールに基づき、引き続き徹底する。

5. 発注者綱紀保持規程に抵触する行為及び不当な働きかけに対する対応

- (1) 発注者綱紀保持規程に抵触する行為等への対応 継続
発注者綱紀保持規程に基づく職員の責務、秘密の保持、事業者等との応接方法等に抵触する行為があった場合の対応（報告制度及び内部・外部通報窓口等）について、引き続き職員への周知徹底を図る。
- (2) 不当な働きかけに対する対応 継続
事業者等又は東北地方整備局以外の職員等から、不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときの対応（その者への対応、報告制度及び内部・外部通報窓口等）について、引き続き職員への周知徹底を図る。

6. 入札結果の継続的監視

- (1) 談合疑義案件の確認 継続
談合疑義事実の選定に関する基準に該当する入札案件については公正入札調査委員会へ報告を行うなど、入札結果について引き続き監視する。
- (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化 継続
事務所ごとの年間を通じた一般土木工事及び港湾土木工事の落札率及び業者別年間受注額・受注割合について、ホームページで公表を行い、応札状況の透明化・情報公開の強化を図る。

7. コンプライアンスへの取組に関する内部監査

- (1) 内部監査の実施 継続
入札契約に関する不正行為の防止に資するため、主任監査官等が行う一般監査等により、各事務所等におけるコンプライアンスへの取組状況や入札・契約事務の実施状況等に対する内部監査を引き続き実施する。

8. コンプライアンス推進計画のフォローアップ

- (1) 実施状況の報告 継続
「平成27年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画」をフォローアップするため、部長、事務所長及び管理所長は、実施状況を、別途指示する日までにコンプライアンス推進本部長に報告する。
- (2) 実施状況の評価及び公表 継続
コンプライアンス推進本部長は、実施状況の報告に基づき評価を実施し、その結果を翌年度の7月末までに「コンプライアンス報告書」としてとりまとめ公表する。